

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（骨子案）

1 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号、平成 23 年法律第 105 号）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」の施行により介護保険法の一部が改正され、従来、国が省令で定めることとされていた高齢者施設及び介護サービス事業の設備基準や運営基準等を市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により条例で定めることになりました。

2 基準省令と市条例の関係

市が条例を定めるに当たって、基準省令は次のとおり区分されており、市の状況に応じた独自の基準を定めることができるとされています。

区 分	定 義	具体的な項目
従うべき基準	基準省令と異なる内容を定めることはできない	・配置する従業者及びその員数 ・居室の床面積 ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の利用定員 ・利用者、入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に関連する事項
標 準	合理的理由の範囲内で、市の実情に応じた内容を定めることができる。	・利用定員（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護を除く）
参酌すべき基準	市の実情に応じて、独自の内容を定めることができる。	上記以外

3 市条例案の考え方

市条例の制定に当たっては、基準省令に基本的に準ずることとしますが、「参酌すべき基準」とされている基準の一部について、下記のとおり市独自の基準を定めることとします。

(1) 一般原則

○ 暴力団の排除について

「伊佐市暴力団排除条例」に基づき、法人の役員等について暴力団の関与を排除する旨を規定する。

(2) 記録の整備について

基準省令においては、「介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。」とされているが、保険者の介護報酬過誤返還請求権は、地方自治法の時効の規定で 5 年間有効なので、記録の保存期間を完結の日から 5 年間と規定する。

(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について

基準省令においては、「一の居室の定員は、1 人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。」とされているが、地域の実情や利用者費用負担等に配慮し、「一の居室の定員は、1 人とすること。ただし、特に必要と認められる場合は、4 人以下とすることができる。」旨を規定する。(ユニット型を除く)

(4) 区域外事業所に係る指定基準の特例

地域密着型サービスの利用は、事業所のある市町村の住民のみが利用できるサービスであるが、伊佐市民であっても、事業所所在地の市町村の同意があれば、市外の事業所を指定し利用が可能である。

しかし、伊佐市の指定基準とその事業所のある市町村の指定基準が異なる場合指定できない可能性がある。このため、利用者の円滑なサービス提供等の観点から、市外にある事業所(区域外事業所)から指定申請があった場合の指定基準は、特例としてその事業所のある市町村の基準を用いることを規定する。

4 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による改正

(1) 指定密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準

法人格を有するものとする。

(2) 指定介護老人福祉施設等の入所定員に係る基準

指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は、29 人以下とする。

5 施行時期

平成 25 年 4 月 1 日 (予定)